

私たちはお客様の成長を支援し、“力チあるもの”を創ります

Vol. 205

2022年5月

the Heartful OAG



- 02 OAGグループのご紹介
- 03 太田孝昭が語る元気になる言葉 春夏秋冬「人が居ない」
- 04 地方自治体の行政目的別セグメント分析から見えること
- 07 ウクライナ緊急支援プロジェクト ご協力のお礼と現在の進捗
- 08 アセットキャンパスOAG 今月の新着記事
- 09 私のOff-Time
- 10 安のカメラ紀行
- 11 安のOAG思い出徒然日誌
- 12 トピックス・メディア掲載情報・セミナー情報





OAGグループのご紹介

OAGグループでは、経営者・法人・個人における複雑化・多様化するニーズ・課題に対して、
税務・労務・法務等の卓越した専門家が連携し、時代の変化に柔軟で高品質な
プロフェッショナルサービスをご提供します。

グループの強み



グループ相関図



サービス一覧

OAGグループのサービスはお客様の成長に合わせて必要な時に、
必要なピースを組み合わせてご利用いただけます。



元気な経営のワンポイント！

太田孝昭が語る

元気になる 言葉

春夏秋冬



Theme 人が居ない

中小企業経営者に、目下の悩みは何ですか？という問いに対して、「売上だよ」「利益だよ」という答えはあまり返ってきません。圧倒的に多いのが「人が居ないんだよ」「人が採用できないんだよ」という答えでした。売上・利益は上げることはできるのだけど、「人が居なくて売上を取りに行けないんだよ」という問題に悩んでいました。

手段方法はいろいろあります。

- ① 公共職業安定所 (ハローワーク)
- ② 媒体
 - a) Web
 - b) 新聞広告 (折込含む)
- ③ リファラル (自社の社員の紹介、友人の紹介)
- ④ 人材紹介会社
- ⑤ 学校の求人
- ⑥ ダイレクトリクルーティング (CMでお馴染みのビズリーチなど)
- ⑦ 自社採用ホームページ

等々があります。

どれを取るかは会社の選択ですが、要は「人を採る」事です。どんな方法であれ、自社の希む様な人を採用出来れば、競争を一步抜け出せるはずです。経営者の仕事、それは成長と継続です。そして、その全ての土台が人であることに気づきます。どんな素晴らしい夢のプランも人が居ないと達成できません。販路拡大、新しいサービス開始、組織の組替え、配置替え、キャリアプラン等々。

全てが「人が居る」と出来そうです。しかし「人は居ません」。でも何とか頑張って「人を採る」これが中小企業の経営者の仕事です。

経営者が採用に視線を向けると、何故か不思議ですが人が採れます。そしてその人に正しい目標を持たせて達成を見届ける。それが究極の経営者の仕事です。

88の行政目的別にコスト構造を把握し、団体間比較が行えます!

地方自治体の行政目的別セグメント分析から見えること



OAG税理士法人
会計部 公認会計士
坂邊 淳也

総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され7年が経過しました。今やほとんどの地方自治体で財務書類が作成されている一方、有効な活用方法に悩まれている自治体様は多いのではないのでしょうか。

本稿では、一般会計を標準的な「目」(≒事業)に区分したセグメント分析をご紹介します。「目」レベルで行政目的別のコスト構造を把握することにより、団体間比較や予算編成への活用が可能となります!

1. 行政目的別コスト計算書とは

① 行政目的別コスト計算書作成の目的

行政目的別コスト計算書は一般社団法人地方公会計研究センター(LPRC)の活用委員会(委員長:筆者)により研究・開発を進めているセグメント分析手法であり、実施目的は次のとおりです。

- 標準的な「目」(≒事業)レベルで行政コスト計算を行うことにより、主要な事業分野別でのコスト構造を明らかにすること。
- 「統一的な基準による財務書類」をベースとすることにより、財務書類全体の数値と整合性を図るとともに、少ない労力で効率的にコスト計算を行えるようにすること。
- 同じ基準、同じ「目」区分での行政コスト計算を行うことにより、団体間のコスト構造比較を可能とすること。

② 行政目的別セグメントの単位

行政目的別セグメントの単位は、地方自治体が予算・決算体系として採用している地方自治法施行規則別記に基づき、歳入歳出予算・決算区分の「項」区分及び「目」区分の2段階で設定します。市町村の「項」は34、「目」は88の区分に分かれます。

③ 計算方法

一般会計等財務書類における行政コスト計算書をベースとし、主な費用の計算方法は次のとおりです。

- 人件費…原則として職員数(従事割合)に応じて配賦
- 減価償却費…固定資産台帳に登録されている事業もしくは所管部署を基準に配賦
- 支払利息…建設公債対応分は減価償却費、それ以外は事業費の割合で配賦

行政目的別コスト計算書の実例(抜粋) | 市 標準目区分別行政コスト計算書(人口1人当たり)

科目	款区分		議会費		総務費					教育費				保健体育費	
	項区分 標準目コード	一般会計等 合計	議会費	総務管理費								社会教育費		保健体育費	
			1-1-1	2-1-1	2-1-2	2-1-3	2-1-4	2-1-5	10-7-1	10-7-2	10-7-3	10-8-1	10-8-2		
			議会費	一般管理費	文書広報費	財政管理費	会計管理費	財産管理費	社会教育総務費	公民館費	図書館費	保健体育総務費	体育施設費		
標準目区分															
経常費用		295,936	822	11,494	539	680	461	5,123		3,870	1,755	1,771	1,071	1,559	
業務費用		171,607	766	11,070	539	680	447	3,693		3,766	1,755	1,771	575	1,559	
人件費		72,797	564	3,854	408	564	395	1,043		1,297	803	451	321	259	
職員給与費		63,819	494	3,378	358	494	346	914		1,137	704	395	282	227	
賞与等引当金繰入額		3,991	31	211	22	31	22	57		71	44	25	18	14	
退職手当引当金繰入額		2,538	20	134	14	20	14	36		45	28	16	11	9	
その他		2,449	19	130	14	19	13	35		44	27	15	11	9	
物件費等		95,844	202	7,102	131	116	50	2,513		2,446	941	1,313	243	1,284	
物件費		63,938	201	4,443	131	116	50	992		1,902	694	1,167	243	938	
維持補修費		3,247	0	237	0	0	0	169		60	30	8	0	13	
減価償却費		28,611	1	2,423	0	0	0	1,349		483	217	138	0	334	
その他		48	0	0	0	0	0	3		1	0	0	0	0	
その他の業務費用		2,966	0	114	0	0	2	137		23	10	6	11	15	
支払利息		1,316	0	112	0	0	0	62		22	10	6	0	15	
徴収不能引当金繰入額		322	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
その他		1,328	0	2	0	0	2	74		1	0	0	11	0	
移転費用		124,329	56	423	0	0	13	1,431		104	0	1	496	0	
補助金等		19,819	56	423	0	0	13	874		104	0	1	496	0	
社会保障給付		78,666	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
他会計への繰出金		25,182	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
その他		662	0	0	0	0	0	557		0	0	0	0	0	
経常収益		16,781	0	5,091	23	17	11	2,624		242	96	100	1	1	
使用料及び手数料		7,601	0	25	0	0	0	13		241	95	99	0	0	
その他		9,180	0	5,067	22	17	11	2,611		2	1	1	1	1	
純経常行政コスト		279,155	822	6,402	517	663	449	2,500		3,628	1,659	1,671	1,070	1,558	
受益者負担割合		5.7%	0.0%	44.3%	4.3%	2.5%	2.4%	51.2%		6.3%	5.5%	5.6%	0.1%	0.1%	

2. 行政目的別セグメント分析から見えること

① 「項」区分の分析で見えること

LPRC活用委員会において、9市町にご協力をいただき令和3年に行政目的別コスト計算書の作成と分析を行いました。

「項」区分ごとの住民一人当たり行政コストは次のとおりとなります。多くの地方自治体において「2-1 総務管理費」「3-1 社会福祉費」「3-2 児童福祉費」「4-1 保健衛生費」「8-2 道路橋りょう費」が上位となっていることが分かります。

「項」区分の住民一人当たり行政目的別コスト比較 (各団体及び平均のコスト上位5項目を赤いセルにしてあります)

類似団体区分	町村Ⅲ-1	町村Ⅴ-2	都市Ⅰ-1	都市Ⅰ-1	都市Ⅰ-2	都市Ⅱ-1	都市Ⅱ-1	都市Ⅱ-3	都市Ⅳ-3	平均
人口区分	1~3万人	1~3万人	3~5万人	3~5万人	3~5万人	5~10万人	5~10万人	10~20万人	10~20万人	
項区分	A町	B町	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	
1-1 議会費	548	4,461	6,745	428	591	2,727	570	2,707	822	2,178
2-1 総務管理費	20,149	28,164	112,495	53,293	32,632	41,029	26,991	26,584	11,155	39,166
2-2 徴税費	3,774	5,817	9,511	3,269	2,703	6,953	20,823	3,777	5,841	6,941
2-3 戸籍住民基本台帳費	9	3,170	4,729	450	459	2,469	662	1,643	1,867	1,718
2-4 選挙費	528	268	840	1,342	712	1,437	55	1,031	1,044	806
2-5 統計調査費	52	51	8,294	989	39	284	22	101	19	1,095
2-6 監査委員費	9	41	708	8	65	587	58	332	287	233
3-1 社会福祉費	90,290	58,754	109,285	100,189	87,846	96,943	70,743	59,374	50,600	80,447
3-2 児童福祉費	34,969	46,581	50,905	48,744	66,190	77,941	78,252	71,566	69,467	60,513
3-3 生活保護費	66	-	47,194	12,294	8,640	16,923	11,489	22,997	22,222	15,758
3-4 災害救助費	3,445	13	11	-	79	25	9,658	1	-	1,470
4-1 保健衛生費	12,298	20,672	51,072	10,818	45,333	16,756	11,965	7,971	10,380	20,807
4-2 清掃費	16,740	5,888	56,140	14,283	-	17,202	22,845	13,347	16,338	18,087
5-1 失業対策費	-	-	-	-	-	-	229	-	-	25
5-2 労働諸費	2	-	-	827	61	101	(788)	113	106	47
6-1 農業費	18,575	9,246	12,416	14,190	14,764	17,991	26,544	602	237	12,729
6-2 林業費	13,954	223	11,559	2,666	4,912	5,621	967	537	-	4,493
6-3 水産業費	-	-	94,295	-	25	2,622	-	-	-	10,771
7-1 商工費	7,069	2,708	24,876	24,509	1,085	11,161	5,019	(837)	1,973	8,618
8-1 土木管理費	104	190	2,044	311	572	814	2,328	340	3,234	1,104
8-2 道路橋りょう費	17,571	20,417	77,315	36,468	20,523	50,072	8,551	8,077	6,992	27,332
8-3 河川費	-	540	663	94	929	1,448	553	-	-	470
8-4 港湾費	-	-	2,492	-	-	1,028	-	-	-	391
8-5 都市計画費	25,764	20,576	2,246	13,109	41,357	13,342	26,760	21,629	18,433	20,357
8-6 住宅費	(499)	-	5,495	3,018	1,099	5,136	859	31	1,477	1,846
9-1 消防費	26,145	12,936	31,491	6,965	30,310	24,491	5,600	10,753	13,950	18,071
10-1 教育総務費	8,588	12,053	19,891	9,449	11,603	10,686	5,753	6,692	11,572	10,699
10-2 小学校費	8,408	8,297	19,758	13,084	13,690	6,619	15,033	13,164	10,091	12,016
10-3 中学校費	13,093	6,905	17,728	5,172	9,310	4,611	3,213	5,144	4,838	7,779
10-4 高等学校費	-	-	-	-	-	-	-	-	4,669	519
10-5 特別支援学校費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10-6 幼稚園費	994	-	7,983	-	1,096	-	3,574	-	1,954	1,733
10-7 社会教育費	16,311	15,146	14,642	10,236	14,786	8,731	6,733	3,767	6,959	10,812
10-8 保健体育費	2,296	2,616	13,595	12,629	5,224	9,550	11,160	2,623	2,628	6,925
総計	341,252	285,733	816,418	398,834	416,635	455,300	376,220	284,066	279,155	405,957

② 「目」区分の分析で見えること

「目」区分ごとの住民一人当たり行政コストは次のとおり算定されました(紙面の都合上、一部の区分のみを抜粋)。

「目」区分の住民一人当たり行政目的別コスト比較(一部抜粋)

類似団体区分	町村Ⅲ-1	町村Ⅴ-2	都市Ⅰ-1	都市Ⅰ-1	都市Ⅰ-2	都市Ⅱ-1	都市Ⅱ-1	都市Ⅱ-3	都市Ⅳ-3	平均
人口	1~3万人	1~3万人	3~5万人	3~5万人	3~5万人	5~10万人	5~10万人	10~20万人	10~20万人	
標準目コード	A町	B町	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	
1-1-1 議会費	548	4,461	6,745	428	591	2,727	570	2,707	822	2,178
2-1-1 一般管理費	10,252	14,468	35,430	13,109	12,630	20,506	18,236	21,436	6,402	16,941
2-1-2 文書広報費	1,879	990	911	810	1,257	1,181	1,956	733	517	1,137
2-1-3 財政管理費	329	1,348	4,759	633	79	1,006	146	199	663	1,018
2-1-4 会計管理費	58	1,534	101	157	278	1,047	33	3	449	407
2-1-5 財産管理費	539	4,229	30,507	10,443	6,855	8,723	3,897	2,358	2,500	7,783
2-1-6 企画費	7,091	5,595	40,787	28,141	11,519	7,959	2,470	1,855	624	11,782
2-1-7 支所及び出張所費	-	-	-	-	-	564	252	-	-	91
2-1-8 公平委員会費	1	-	-	-	14	43	-	-	-	6
2-1-9 恩給及び退職年金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-2-1 税務総務費	34	2,153	167	472	844	2,282	113	2,223	249	949
2-2-2 賦課徴収費	3,740	3,664	9,344	2,797	1,859	4,671	20,710	1,554	5,592	5,992
2-3-1 戸籍住民基本台帳費	9	3,170	4,729	450	459	2,469	662	1,643	1,867	1,718
2-4-1 選挙管理委員会費	26	97	371	39	2	49	25	179	32	91
2-4-2 選挙啓発費	-	3	-	7	1	60	8	-	19	11
2-4-3 その他選挙費	502	168	469	1,296	709	1,328	22	852	992	704
2-5-1 統計調査総務費	26	51	23	8	1	-	11	73	3	22
2-5-2 その他統計費	26	-	8,271	981	38	284	12	28	16	1,073
2-6-1 監査委員費	9	41	708	8	65	587	58	332	287	233
...

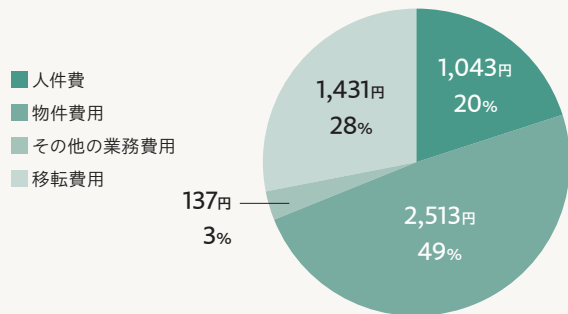
〈前頁からの続き〉

標準目コード	類似団体区分 人口	町村Ⅲ-1	町村Ⅴ-2	都市Ⅰ-1	都市Ⅰ-1	都市Ⅰ-2	都市Ⅱ-1	都市Ⅱ-1	都市Ⅱ-3	都市Ⅳ-3	平均
		1~3万人	1~3万人	3~5万人	3~5万人	3~5万人	5~10万人	5~10万人	10~20万人	10~20万人	
標準目	標準目	A町	B町	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	
...
10-3-1	学校管理費	12,188	5,996	12,251	4,463	8,107	3,951	1,293	2,898	4,211	6,151
10-3-2	教育振興費	905	909	5,477	709	1,203	660	1,920	2,246	627	1,628
10-4-1	高等学校総務費	-	-	-	-	-	-	-	-	91	10
10-4-2	高等学校管理費	-	-	-	-	-	-	-	-	4,029	448
10-4-3	教育振興費	-	-	-	-	-	-	-	-	548	61
10-5-1	特別支援学校費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10-6-1	幼稚園費	994	-	7,983	-	1,096	-	3,574	-	1,954	1,733
10-7-1	社会教育総務費	15,036	10,652	9,061	1,641	8,711	5,681	3,045	3,767	3,628	6,802
10-7-2	公民館費	196	1,311	5,581	4,800	4,059	1,768	2,843	-	1,659	2,469
10-7-3	図書館費	1,079	3,183	-	3,795	2,016	1,282	845	-	1,671	1,541
10-8-1	保健体育総務費	2,296	1,080	1,619	3,161	1,225	1,144	625	2,127	1,070	1,594
10-8-2	体育施設費	-	1,536	11,976	9,468	3,999	8,406	3,510	496	1,558	4,550
合計		341,252	285,733	816,418	398,834	416,635	455,300	376,220	284,066	279,155	405,957

例えば、2-1-5財産管理費について、住民一人当たり行政コストの9団体平均額は7,783円であり、コストの上位は減価償却費3,394円、物件費2,624円、職員給与費1,391円となっています。

また、人口が最も多い市のコスト構成及び特徴は次のとおり分析できます。

「市」2-1-5財産管理費」のコスト構造 (金額は経常収益控除前となります)



- 左記グラフのとおり、物件費等が49%、移転費用が28%、人件費が20%と、物件費等が半分程度を占めている。
- H市同様、人口が多く人口密度も高いことから、住民一人当たりコストは低くなっていると考えられる。

3. まとめ

行政目的別コスト計算書を作成することにより、これまで見えなかった事業分野別での詳細なコスト情報を把握することが可能となります。今回ご協力をいただいた自治体様からは次のような声が挙げられており、特に団体間比較や経年比較、施設マネジメントへの活用等に期待されていることが分かります。

- できれば、特に類似団体との比較や近隣団体との比較で分析を行いたい
- 5年くらいを一気に作成して初めて経年比較での分析ができるのではないかと
- 減価償却費の割合が分かったのも良かった(事業別の固定資産の保有量が分かるため)
- 減価償却費が多い標準目の施設を洗い出して、施設別コスト分析や他団体比較も行ってみたい 等

今後、全国の地方自治体において「行政目的別セグメント分析」を活用していただき、効果的・効率的な行財政運営に役立てていただくことが期待されます。

地方自治体の財務書類作成・分析と活用は実績豊富な

OAG税理士法人にお任せください!

OAG税理士法人公会計部では、地方自治体の財務書類作成及び分析はもちろん、セグメント分析や公共施設等総合管理計画の改訂、地方公営企業の経営戦略改定や消費税申告等、幅広い支援を行っております。



ホームページ

お問い合わせ先

OAG税理士法人 公会計部

Tel. **03-3237-7503**

E-mail.
info_koukaikei@oag-tax.co.jp



ウクライナ緊急支援プロジェクト ご協力のお礼と現在の進捗

大変多くの方々から多大なるご協力をいただき大変ありがとうございます。福田会ポーランド支部(ASAGAO)より、**2022年4月4日(月)～2022年4月17日(日)の活動と4月18日(月)からの活動予定**について、ご報告いたします。

ご寄附の状況 (※福田会に寄附された総額となります)

総 額 : **6249万9,333円**(2022年4月18日時点)
現地への送金 : **3000万円** [約 1,014,844.40zł (ズウォティ)]
使用総額 : **218,943.70zł** (約647万円)
[4月10日(月)～4月17日(日)の期間中の使用額:59,898.80 zł(約177万円)]

福田会後援会HP



物品購入履歴一覧表



ウクライナ避難民
支援実績スプレッドシート

活動内容

01.クラクフ市内の数か所のシェルターへの支援物資提供

支援物資の聞き取りと提供を実施し、子ども用ジュースやスナック・シャンプーやボディソープの需要が高い状況です。また、シェルター内の簡易ベッドはベッドシーツなどがなく、タオルを敷いて不特定多数の人が使まわしているため、大量のタオルのリクエストがあり、大判タオル600枚を購入して寄付。JCC(ユダヤコミュニティセンター)でもウクライナ避難民の支援を行っており、食糧が不足していると報告を受け、食糧物資の提供を実施しました。JCCでは、福田会レストランプロジェクト参加店のクーポンも配布してもらっています。



03.児童養護施設への支援活動

クラクフ近郊の町(Olkusz)にある児童養護施設 Dworek Marzeń へ、ウクライナから避難してきた子どもたちへ料理を提供するためのキッチン設備を寄付しました。



購入したキッチン設備と児童養護施設職員・福田会ポーランド支部スタッフ

02.レストランプロジェクト

レストランプロジェクト参加店が2店舗増え、合計で4店舗となりました。[協力先店舗:BENTO・Jak We Lwowie・Wesote pierożki・Szalona AzziP(敬称略)]各店舗ともクーポン利用者が徐々に増え、クーポンを利用した方からは「なんてお礼をしたら良いのか分からない。ありがとう。」と電話を頂きました。温かい食事は大変喜ばれ、20個のハンバーガーはあっという間になくなってしまいました。これを受けて4月15日から朝晩70個ずつのペンの提供も開始しました。



Wesote Pierożkiにて食事をする親子

[Wesote pierożki]

カジミエシュ地区内にあるウクライナ料理店で、1週間に100食の料理の提供をしていただきました。

[Szalona AzziP]

8日に交渉に行き、即日参加のお返事を頂き、当日の夜からクラクフ中央駅シェルターにハンバーガー20個の配達を開始。毎日朝と夜にハンバーガー20個ずつの提供となった。



Szalona AzziPから提供されたハンバーガーを食べる親子

今後の活動予定

[各シェルターへの継続した支援物資提供]

シェルターは一時的な拠点とする方が大半のため、食糧支援のほか、今後の移動に備えたスーツケースなども支援してもらえると助かるとの声があり、シェルター内のスペースを考慮し、少量ずつでも提供できないか検討してまいります。

[レストランプロジェクト]

引き続き、理想的なクーポン配布場所の検討してまいります。シェルターへの配達は、1度の配達量が多いため、量が適切かどうか様子を見ながら判断していきます。

[児童養護施設への支援]

キッチン設備購入を支援した施設に、引き続き食糧品、日用品などを支援することを検討しています。

[Hope for Mundial(子どもたちのためのサッカーワールドカップ主催団体)への支援]

現在、どのような協力ができるか聞き取り中となり、方針が決まり次第、支援を開始いたします。

寄附申込みはこちらより



OAGの専門家が監修!

アセットキャンパス



今月の 新着記事



メルマガ



Twitter

「アセットキャンパスOAG」は、なかなか人には相談しづらい相続や贈与に関する「どうすればよいの?」といった疑問やお悩みについて、専門家だからこそお伝えできる税務の知識を、分かりやすくまとめて随時掲載している情報サイトです。ぜひご覧ください。

オススメ

01 相続放棄の手続きは自分でもできる! 必要書類と注意事項を徹底解説



「亡くなった父には借金があって、相続放棄をしたいが、手続きは自分でできるだろうか…」
「長男が相続放棄の手続きをするから、と言っていたが、長男が放棄すれば、ほかの相続人も全員相続放棄したことになるんですよね?」

相続放棄をするためには、相続人が個々に、家庭裁判所に対して「相続放棄の申述」をしなければなりません。



続きはコチラから▶

オススメ

02 法定相続人以外の相続は遺贈でできる! 遺言書作成と相続税の注意点



「自分にもしものことがあっても、内縁の妻が今と変わらない生活を送れるように財産を残したい。」「献身的に自分の介護をしてくれた息子のお嫁さんにも財産を分けてあげられたら…」

法定相続人以外の方に、ご自身の財産を相続してもらいたいとお考えではないでしょうか。

財産を相続する権利は原則的に法定相続人にも認められています。法定相続人以外の方に相続してもらうには、生前のうちに十分な準備をしておかなければなりません。



続きはコチラから▶

オススメ

03 【不在者財産管理人】行方不明の相続人がいるときの遺産分割方法



「ずっと音信不通の長男とはもう連絡が取れないので、長男を除いた状態で、遺産分割協議を進め、相続手続きを進めることはできるのかしら…」

結論から申しますと、相続人の中に一人でも不在者の方がいた場合、遺産分割協議を進めることはできません。音信不通であったり、行方不明といったやむを得ない理由から、その相続人を除いて、遺産分割協議をおこなったとしても、その協議は「無効」となり、相続手続きを進めることはできません。

結論から申しますと、相続人の中に一人でも不在者の方がいた場合、遺産分割協議を進めることはできません。音信不通であったり、行方不明といったやむを得ない理由から、その相続人を除いて、遺産分割協議をおこなったとしても、その協議は「無効」となり、相続手続きを進めることはできません。



続きはコチラから▶

オススメ

04 未支給年金は相続財産にはならない! たとえ相続放棄しても受け取れる



「亡くなった日以後に振り込まれた年金って、相続財産として受け取ってしまってもよいのかしら?」「亡くなった父には借金あり、相続放棄の手続きをしようと思っていた矢先に、父の口座に年金が振り込まれてしまった。相続放棄ができなくなったらどうしよう…」

年金受給者の方が亡くなられた場合、まずは年金を止める手続きが必要となりますが、手続き前にすでに年金が振り込まれ受け取ってしまった場合、どうなるのが不安を感じていらっしゃるのではないのでしょうか。



続きはコチラから▶

定員50名様!参加費無料!!

50才からの終活 聞きたいことが何でも聞ける

終活相談会



OAGグループの各社から専門家が集まり、終活に関する相談会とセミナーを以下の日程で開催いたします。NHK文化センターのオンライン講座で講師を務めましたOAGライフサポートの黒澤 史津乃が終活セミナーで登壇いたします。

予約制 終活相談会・終活セミナー同時開催

開催時間中は、セミナー受講、個別相談を自由にお受けいただけます。

残席わずか!!

日時 令和4年 5月16日(月) 10:00~16:00 (9:45開場)

会場 東京開催 調布市文化会館 たづくり10階・11階 (受付10階)

セミナー内容

第1部 【終活編: 思い描く最期を迎えるために備えるべきこと】

第2部 【相続編: 生涯をかけて築きあげた大切な財産を守るために】

※セミナーは、午前と同じ内容で、午後にもおこないます。

お問い合わせ

ホームページ OAG税理士法人 東京ウエスト 〒182-0022 東京都調布市国領町4-51-7 ピエール・シークル2階



ソウゾク クイナイ 0120-39-9171 (平日9:00~17:00)

申込専用フォーム



ホームページ

東京ウエスト 税

検索

※ホームページ右上の「お問い合わせ」からお申し込みの場合は、ご用件欄に、セミナー名と参加人数を入力してください。

私の Off-Time

OAG税理士法人 東京ウエスト
佐々木 玲

趣味でリフレッシュ

学生時代からずっとハンドボールをやっていたこともあり、趣味の1つはスポーツです。社会人になってからはハンドボール、フットサル、バレーボールをすることが多いです。

ハンドボール、フットサルは競技として社会人チームに所属して活動する時期もあり、ハンドボールでは関東大会や全国大会にも出場することができました。

社会人になると、学生時代とは違い幅広い年齢層の人達と関わる機会が多くなります。自分より年上の方が、同じフィールドでプレイしているのを見ていると、「よく動けるな〜」と感心したり、年下の人には「負けてられない」と思ったり、上手くなりたいと思ったり、いろいろな感情が湧いてきます。

コミュニケーションはどちらかと言えば苦手なタイプですが、プレイ中だと色々な意見交換をすることができ、相手の性格も知ることができ、また自分も知ってもらえます。それもまた一つの楽しみです。

数年前に怪我(前十字靭帯損傷)をしたこともあり、今では激しいプレイはできなくなりましたが、ほどほどに楽しむ程度に運動も続けていきたいと思っています。

もう1つは、B'zのLIVE-GYMに行くことです。

LIVEの後は、また明日から頑張ろうという気持ちにさせてくれます。

しばらく行けてないので、また行ける機会を楽しみにしています。

最近、勉強やコロナの影響等もあり趣味に費やす時間も減ってしまいましたが、1日も早く以前の環境に戻る日を願っています。



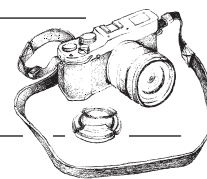


Photo by Yasuyoshi Wada



▲ 寛永寺



▲ 徳川慶喜墓前の門扉



▲ 全生庵



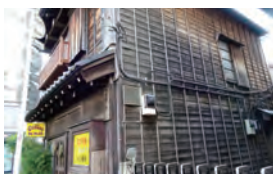
▲ 寺町にあるヒマラヤ杉



▲ 根津教会



▲ 徳川慶喜の墓



▲ 古民家カフェ

上野の山から谷中霊園に向う途中に寛永寺があり、かつては上野公園を境内とした天台宗の大本山です。創立者は江戸幕府3代将軍の徳川家光で徳川將軍家の祈禱所・菩提寺であり、徳川歴代將軍15人のうち6人が寛永寺に眠っています。

寛永寺から言問い通りを渡ると広大な谷中霊園があります。この霊園は、台東区谷中七丁目にある都立霊園で旧称の谷中墓地(やなかぼち)と呼ばれることもあり、面積は約10ha、およそ7,000基の墓があります。徳川家15代將軍慶喜や鳩山一郎・横山大観・渋沢栄一・長谷川一夫などの有名人のお墓があります。今回は徳川慶喜と渋沢栄一の墓参りというお墓を見に行きました。徳川慶喜の墓は周囲を柵で囲まれており、その入り口は墓とは思えない門構えて閉まっていて、すぐ目の前まで行くことはできず、門扉から不思議な形の円墳の墓が見えました。その門には徳川家の家紋が張られていて、徳川家の最後の征夷大將軍の墓であることを誇示しているような感じでした。慶喜ファンなのか知る由もありませんが、門扉に花束があったのが印象的でした。そして慶喜公の墓から数メートルの所に渋沢栄一とその一族の墓がありました。此方は墓前まで行くことが出来て、両側に前妻と後妻の墓があり、若き日に仕えた徳川慶喜の墓所を向いて建てられているとのこと、渋沢栄一の慶喜公への想いがあるように感じられました。この谷中霊園は上野の山の一角にあるので、墓の場所によっては、東京スカイツリーを一望することが出来ます。

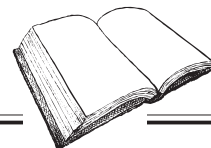
この谷中一角は、数々のお寺と墓地がありますが、そのお寺の傍らにレトロな屋敷、美味しいグルメや雑貨店もあり、今は下町の人気散歩スポットとなっています。谷中霊園を後にして、寺町通りにある全生庵に行きました。ここは山岡鉄舟が幕末・明治維新の際、国事に殉じた人々の菩提を弔うために明治16年に建立したお寺ですが、墓地の上に立つ金色の観音様がやけに目立っていました。寺町通りをブラブラ歩いていくと大正時代の建物でスペース小倉屋に到着。ギャラリーとして使われていたそうですが、残念ながら今は閉店していました。

その後、明治時代に建てられたという旧吉田屋酒店(今は下町風俗資料館として開放されています)へ行きました。ここも今日は閉まっていましたが、外見からもレトロな雰囲気漂う建物でした。

この建物の向かい側に古民家カフェのお店があり、歩き疲れたのと小腹が空いたのでランチタイムを採ることにしました。このお店の人気は卵サンドということなので、コーヒーと共に注文しました。ところがコーヒーと卵サンドを持ってきたところ、ミルクと砂糖が見当たりません。聞いたところ、これがスタンダードだって!たぶんコーヒー通はミルクも砂糖も要らないということかも知れませんが、甘党のオジサンはミルクも砂糖もなければ美味しく飲めないのです。そんなケチが付いたので、人気の卵サンドもスタンダード(普通)の味になりました。多分、この店は谷根千ブームの一見さんばかりなので、お客目線にはならなくても成り立っているのでしょう。

ところで、この谷中一角にあるお寺の数は70以上あるようです。まさに寺町と言われる所以です。その寺町通りの中に異様でひととき高くそびえるヒマラヤ杉を横目で見上げながら次に「根」の根津に向いました。根津と言えば「根津神社」が有名ですが、その傍に根津教会があります。大正8年に作られた後、関東大震災や東京大空襲が襲いましたが、奇跡的に生き残りました。平成13年には、国土の歴史的景観に寄与しているとして、建物だけでなく門と塀も含めて、国の登録有形文化財に登録されると記されてありました。ここも今日は休館で中には入れず、外から眺めて終わりましたが、思えば100年の年月が過ぎたにもかかわらず、木造建ての教会が震災や空襲の被害が大きかった下町に残っていること自体、凄いことで地元住民が昔も今も大切にしてきたからこそだと思います。さて、幾つかの名所を巡ってきましたが、お気づきの通り休館が多かったのは今日は月曜日だったのです。特に観光スポットは土日人が多く訪れますので、閉めずに月曜日を休みとする場所が多いことを忘れていました。旅人としては不覚の下町歴史探訪の日でした。

執筆:和田 安義



前号で事務所スタッフの採用についてあれこれ記しましたが、グループ会社を含め長く採用に関わってきましたので、引き続き採用活動の思い出話を綴りたいと思います。

会計事務所の社員の多くは中途採用者のため、いろいろな職業や人生経験をした人達が応募してきます。僕が担当していた時の採用試験の方法は、書類選考をした後に面接を実施しました。又面接する側は必ず2人以上で実施して個人的な感情で決めないようにしていました。

面接は会計事務所経験者を優先して実施しましたが、応募者が今日まで辿って来た道のりとは言いますと…

- 物心ついてからもつばら税理士になるべく大学は会計学科に入り、夜は会計専門学校へいくというWマスターを実践して、何科目か合格した人
- 高学歴で上場会社に入ったけれど、仕事も人間関係もうまく行かず辞めてしまい、専門職である税理士資格を目指すことになった人
- 会社の経理部に偶々配属されて、経理の仕事をするほど面白くなって、深掘して税理士資格を目指すことになった人
- シングルマザーとなり仕事探しでハローワークに行った時、税理士などの資格をとることをアドバイスされ、まずは簿記1級を取得し、その後3年で税理士試験に合格した人
- 入社した上場企業では、まだ男性優先の人事が行われていて、遣り甲斐を見いだせず退職、専門職を目指そうと勉強しながら仕事ができる職場を探していた人
- 高校時代から税理士になりたいと思い、取って大学へは行かず、資格合格だけを目標して会計専門学校に行き、大学卒業するより先に税理士資格を取った人
- 税理士資格は無くても相続の仕事ができる、経営コンサルの仕事ができる職場だと思ってきた人

そして会計事務所に入る前の具体的な元職業とは言いますと…銀行、証券、生損保等の金融関係出身者が多く、税務署、社会保険事務所(現年金事務所)などの役所出身者もいました。異業種ではキャビンアテンダント(CA)、タクシー運転手、保育士といった職業経験者がいました。

そんな彼、彼女たちが、どうして税理士を目指しましたかと質問すると…

- ① 専門的な立場で人のお役に立ちたい
- ② 資格者なので、失業はしないので路頭に迷うことはないだろう
- ③ 独立開業すれば、定年もなく一生働けるから
- ④ 簿記・税法・人事労務を勉強するのが好きだから
- ⑤ 組織の論理で振り回されない仕事をしたかったから
- ⑥ 給料が高そうだから

面接をした人達の話しを聞く限り、以上のような人生の道中で

いろいろな思いを込めて税理士を目指していて、基本的に真面目で困難を厭わない人達でありました。ただ、どちらかと言うと組織に馴染みにくい人達が多かったような気がしました。

税理士試験は、原則として会計2科目税法3科目を毎年1科目でも受験し合計5科目を何年掛かっても合格できれば良いので、仕事をしながら資格を目指す理由から、社会人経験が豊富な中高年世代で税理士になる人が多いことも特徴の1つです。

ただ、僕が携わった時の採用選考基準は資格優先ではなく、実務経験と過去何をしてきたかを重視していたと思います。特に代表は挫折経験を力に変えるガッツのある人材や自分の意見を持ちそれを表現できる人材を求めているように思います。個性ある人達を束ねるのは大変でしたが、代表はそういう職場環境を厭わず挑んでいたように思います。ただ、時々綻びも出ますが、それを繕うのが僕の役目であると思っていました。

勿論、面接の時にコミュニケーション能力とか協調性があるのかもチェックしますが、面接時の短い時間ではなかなか見極めることは難しいのです。面接した時は、採用後に能力を発揮出来るかどうか心配だった人が、想定以上にお客様の信頼を得る人が居たり、この人は優秀だと思った人が期待ほどではなかったとかいろいろありました。企業は人なりと言われてますが、特に会計事務所はそうだと思います。その最初の出会いである採用活動は非常に大切であり、これからの事務所の命運を握っていると言っても過言ではありません。又応募者にとっても今後の人生が決まるか決まらないかの大事な時だったと思います。だからこそ、困難はありましたが、僕は事務所そして応募者の将来の為になるかを最大のミッションとして採用活動をしてきたつもりです。

聞くところによると、現在の税理士業界は売り手市場でありホームページや就職情報サイトからの応募は少なくなり又すでに述べた会計専門学校の就職説明会での採用も厳しくなっているらしく、今は人材紹介会社からの紹介で高額な紹介手数料を払って採用となるケースが主流となっているようです。そういう現実を垣間見ると残念ながら今や採用活動の醍醐味や楽しさは薄れてきている気がしないでもありません。そう思うと僕が係わった採用活動時期というのは、大変だったけれど遣り甲斐のある良い時代だったのではないかと考えています。



▶ 執筆: 和田 安義

トピックス

» 新拠点が開設しました

新拠点開設のお知らせ(北海道札幌)

OAG税理士法人・OAG行政書士法人

東日本エリアでは現在、本店(東京都千代田区)、東京ウエスト(東京都調布市)、埼玉(埼玉県東松山市)に計3拠点を構えておりますが、この度、札幌に新拠点を開設いたしました。

エリア拡大に伴い、さらなる土業連携強化やOAGグループ内でのワンストップサービス推進を図ってまいります。



支店長 鶴井秀雄



〒060-0001
北海道札幌市中央区北1条西8丁目2-39
ISM札幌大通 4階
TEL: 011-590-5174 FAX: 011-590-5175

「終活フェア」に協賛

(イオンライフ株式会社様主催)

2022年3月18日、19日の2日間、イオンモール千葉ニュータウンにて、永代供養や樹木葬、身元保証、介護、仏壇、お墓、保険などの幅広い内容の相談ブースが設けられました。当社が担当いたしました「相続」ブースでも皆様からのご相談を承りました。その他、セミナーや写真撮影、お宝鑑定や買取ブースなどもあり、大変ご好評いただきました。多数のご来場ありがとうございました。



メディア掲載情報

» 各メディアに積極的に寄稿しています!

●Yahoo!ニュース 4月8日掲載

OAG司法書士法人

代表司法書士 太田垣章子

新居で起こりがちな「賃貸トラブル」

新生活で押さえておくべき3つの

ポイント



記事はコチラ

Yahooニュース 太田垣

セミナー情報

» セミナーの開催情報をお知らせします

- OAGグループ主催
50歳からの終活
聞きたいことが何でも聞ける終活相談会
終活セミナー同時開催
- 日時 令和4年5月16日(月)
- 場所 東京都調布市 調布市文化会館
たづくり10階・11階(受付10階)
東京都調布市小島町2-33-1
京王線「調布駅」広場口徒歩3分
- 受講料 無料
- お問い合わせ OAG税理士法人
東京ウエスト
ソクソククイナイ
☎ 0120-39-9171

詳細お申し込み



- オーナーズ・スタイル主催
賃貸経営+相続対策
大家さんフェスタ
- 講師 13:40登壇
OAG司法書士法人
代表司法書士
太田垣 章子
- 日時 令和4年5月28日(土)
- 場所 大阪
- 受講料 無料

詳細お申し込み



■住所 東京都千代田区五番町6-2
ホームマートホライゾン tel.03-3237-7500
■発行人 グループ代表 太田 孝昭
■制作 グループ経営管理本部
マーケティング・コミュニケーション室



メルマガ



YouTube



OAGグループ
Twitter



アセットキャンパスOAG
Twitter

